

## 【別紙】

＜林野火災警報が発令中に制限される行為の例＞

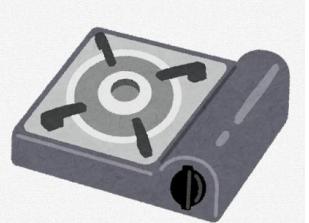
× 使用禁止

- ・火を使用する設備器具を用いない場合
- ・火を使用する設備器具を用いるが、炎を上げ、かつ火の粉が飛散する場合



○ 使用可能

- ・炭火を使用するバーベキュー台、七輪など
- ・ガスバーナー、カセットコンロなどのガス器具



※これらの設備器具を用いる場合であっても、本来の使用方法によらない場合や、火を使用する設備器具を用いないで火をたく形態一般と同視し得る場合（炎を上げ、かつ、火の粉が飛散する場合など）には、利用を制限する。